

○豊川市地域情報ライブラリー条例

昭和 47 年5月 20 日条例第 17 号

改正

昭和 48 年7月 1日条例第 27 号

平成 10 年3月 25 日条例第 14 号

平成 15 年3月 20 日条例第 11 号

豊川市地域情報ライブラリー条例

(目的)

第1条 この条例は、豊川市の生涯学習における情報の収集、保存及び活用に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、豊川市地域情報ライブラリー(以下「地域情報ライブラリー」という。)の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地域情報ライブラリーは、豊川市諏訪1丁目 63 番地に設置する。

(管理)

第3条 地域情報ライブラリーは、豊川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(業務)

第4条 地域情報ライブラリーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 東三河地域における文化、行事、自然環境、遺跡等に関する映像資料の収集及び提供に関すること。
- (2) 映画鑑賞会の開催等映像文化の普及に関すること。
- (3) 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材及び教材の供給に関すること。
- (4) 視聴覚機材及び教材の利用に関する広報資料の作成及び配布に関すること。
- (5) 視聴覚機材及び教材の利用に関する指導及び研修の実施に関すること。
- (6) 視聴覚教材の制作及び視聴覚機材の補修に関すること。
- (7) 視聴覚教育に関する機関、団体等との連絡及び協力に関すること。
- (8) その他必要な業務

(利用の促進)

第5条 地域情報ライブラリーは、学校及び社会教育施設に対し積極的に視聴覚機材及び教材を供給し、その利用の促進を図らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地域情報ライブラリーは、教育的又は文化的な活動のため視聴覚機材及び教材の利用を申し出た者に対し、これを貸し出すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動のために利用するとき。
- (2) 特定の宗教を支持し、又は反対するための宗教教育その他宗教的活動のために利用するとき。
- (3) 専ら営利を目的として利用するとき。
- (4) その他館長が不相当と認めたとき。

(職員)

第6条 地域情報ライブラリーに、館長、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(運営委員会)

第7条 地域情報ライブラリーの円滑な運営に資するため、豊川市地域情報ライブラリー運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、地域情報ライブラリーの運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、地域情報ライブラリーの行う業務について館長に対し意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 生涯学習に関する教育関係者

(2) 視聴覚教育に関する学識経験者

(3) 教育委員会の事務部局の職員

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、地域情報ライブラリーの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年6月1日から施行する。

附 則(昭和 48 年7月1日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年3月 25 日条例第 14 号)

この条例は、平成 10 年7月1日から施行する。

附 則(平成 15 年3月 20 日条例第 11 号)

1 この条例は、平成 15 年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の豊川市立視聴覚ライブラリー条例第7条第1項の規定により置かれている視聴覚ライブラリー運営委員会は、この条例による改正後の豊川市地域情報ライブラリー条例第7条第1項の規定により置かれた豊川市地域情報ライブラリー運営委員会とみなす。